

議案第 5 0 号

すみだ北斎美術館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだ北斎美術館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、すみだ北斎美術館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
すみだ北斎美術館	東京都墨田区錦糸一丁目 2 番 3 号 公益財団法人墨田区文化振興財 団 理事長 澁谷 哲一	令和 8 年 4 月 1 日から令 和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

すみだ北斎美術館の指定管理者を指定する必要がある。